



産廃エキスパート



産廃プロフェッショナル

優良性基準適合認定制度 申請説明会

<認定取得に向けてのポイント③>

先進的な取組

<産廃エキスパート対象>



東京都知事指定第三者評価機関
公益財団法人 東京都環境公社

優良性認定評価室

「先進的な取組」の評価項目について

- 先進的な取組は、**産廃エキスパート**を取得するために必要な項目です。

「先進的な取組」の評価項目で今回説明するポイント

- ① 認証取得・・・・・・・・・・・・・・・・・・書面の提出 **<令和5年 内容変更>**
- ② 環境に配慮した経営・・・・・・・・・・現地審査 **<令和5年 内容変更>**
- ③ 技術の開発・研究・・・・・・・・・・書面の提出＋現地審査 **<令和5年 内容変更>**
- ④ 自動車環境対策・重機等の環境対策・・・・・・・・書面の提出＋現地審査 **<令和5年 新設>**
- ⑤ 省資源・省エネルギーへの取組・・・・・・・・書面の提出＋現地審査 **<令和5年 内容変更>**
- ⑥ 地球温暖化対策に係る計画書又は報告書の作成提出・・・・・・書面の提出

評価基準表 「先進的な取組」の評価項目について

・認証取得

【審査の基準及び内容】

1. ISO14001、エコアクション21又はエコアクション21と相互認証されている認証制度の認証を受けていること。

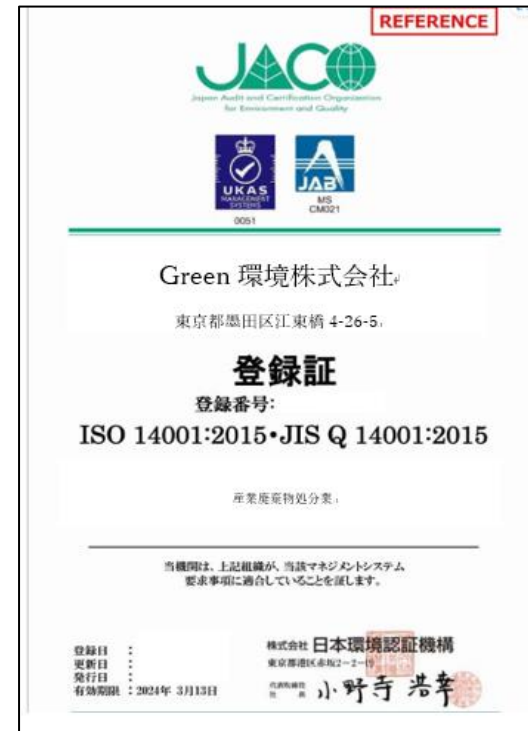
【提出書類】

登録証等の写し(有効期限内のもの)

令和5年度から
内容変更

収運(積保除く)自己評価表番号 23
収運(積保含む)自己評価表番号 31
中間処理業 自己評価表番号 38

書面審査項目



評価基準表 「先進的な取組」の評価項目について

・環境に配慮した経営

収運(積保除く)自己評価表番号	24
収運(積保含む)自己評価表番号	32
中間処理業 自己評価表番号	39

現地審査項目

【審査の基準及び内容】

1. 環境に関する基本方針を定め、以下①を作成し公開していること。

①環境に関する報告書であって、事業者が自ら事業活動に伴う環境負荷の状況や環境配慮の取組などの環境情報を総合的に取りまとめた定期報告書(例:CSR報告書、環境報告書、LCA分析結果表等)

※「公開」とは報告書等の冊子・印刷物、CD等の媒体を配布していること。
又はWebサイトで該当する情報を掲載していることをいう。

【現地審査】

環境情報を総合的に取りまとめた定期報告書を用意して下さい。

令和5年度から
内容変更

(参考)環境報告書とエコアクション21に係る環境経営レポートについて

環境報告書は、事業者による環境配慮経営の状況をステークホルダーに説明する目的で作成されるものです。そのため、経営者自らが環境配慮の方針・目標・行動計画等を明言し、環境負荷の状況や環境負荷を削減・管理するために実施された取組内容・実績等を記載して、社会に対する説明責任を果たします。

出展：環境報告書記載事項等の手引き(第3版)

環境報告書については、環境省のWebページより、作成ガイドが示されていますので参考にしてください。

<https://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-4.html>

エコアクション21の環境経営レポートについて

「エコアクション21」に規定する「環境経営レポート」の要件を満たして作成・公表されたものは、環境報告書の範疇に含まれるものとしています。

そのため、エコアクション21を取得されている方は、環境経営レポートを評価の対象とすることができます。

評価基準表 「先進的な取組」の評価項目について

・技術の開発・研究(AIやITを活用)

【審査の基準及び内容】

収集運搬業・中間処理業における作業の効率化や適正処理を推進するために、「AI」や「IT」などを活用して、技術の開発・研究に取り組んでいること。

【提出書類】

作業の効率化や適正処理の推進に取り組んでいることが確認できる書面の概要

- ①開発・研究や改善・創意工夫を行うに至った背景・動機
- ②どのような対応をしたか、AIやITの活用はできたか。
- ③導入前に比べて、導入後にどのような結果・効果が得られたか。(具体的に図や表で示す。)
- ④結果・効果をどう判断したか。(成功例や課題)
- ⑤今後の課題や展望

【現地審査】

作業の効率化や適正処理の推進に取り組んでいることが確認できる書面等
(企業秘密に触れるような情報については適宜省略を可能とします。)

収運(積保除く)自己評価表番号 25
収運(積保含む)自己評価表番号 33
中間処理業 自己評価表番号 40

書面・現地審査項目

令和5年度から
内容変更

＜創意・工夫も加点対象です！＞

小さな事であっても、困りごとを見つけ、
どうすれば「AI」「IT」と使って作業の効率化や適正処理の推進を図れるのか、
日々行っている改善や今後取り組もうと計画していることを書いて提出してください。

評価基準表 「先進的な取組」の評価項目について

・技術の開発・研究(AIやITを活用)

(取組の例)

【事務面】・処理契約における電子契約の活用、電子マニフェストの活用

※導入だけでは評価されません。「検証」が必須です。

(①導入に至った経緯 ②導入前と導入後の変化＜数値化＞ ③成功例や課題④今後の取組)

【処理面】・AIを活用した収集作業の効率化、ICタグ等を活用した廃棄物の追跡など

(①導入に至った経緯 ②導入前と導入後の変化＜数値化＞ ③成功例や課題④今後の取組)

【その他】・安全性又は効率性に係る改善の実施など

(①導入に至った経緯 ②導入前と導入後の変化＜数値化＞ ③成功例や課題④今後の取組)

【改善、創意工夫例】

- ① 収集コンテナの開発・・・8㎡コンテナを廃材容器に使用していたが、IoTを活用した3㎡の回収容器を開発し、ごみ種ごとに回収できるようにして、リサイクル率を向上させた。
- ② コンテナ積込運搬の改善・・・1tコンテナを縦に積み出ししていたが、高くなりすぎ運搬時に危険であったため、ITを活用してリスク分析を行い安全に積み込み運搬ができるようにコンテナの改善を実施した。
- ③ 業務管理の電子化の構築・・・総合運行管理システムを構築し、配車計画の効率化・精度向上・運転日報作成自動化などに取組んだ。
- ④ 保冷車両荷室の改造等・・・荷室の床改造及びIoT設置で、温度等を管理することにより腐敗防止等の衛生管理の向上を図った。

収運(積保除く)自己評価表番号 25
 収運(積保含む)自己評価表番号 33
 中間処理業 自己評価表番号 40

書面・現地審査項目

評価基準表 「先進的な取組」の評価項目について

・自動車環境対策(収集運搬業)

【審査の基準及び内容】

1. 「エコドライブのすすめ10ヶ条」(エコドライブ普及連絡会制定)等に定めるエコドライブの徹底に取り組んでいること。
2. 低公害・低燃費型(低排出ガス車、CNG車、ハイブリッド車等)の運搬車両や重機※を導入していること。
※重機については積替え保管含むの場合が対象
3. ZEV(営業車両も含む。)を導入していること。かつ、インターネット上で情報公開していること。

【提出書類】

- ①「自動車環境管理計画書制度」の対象となっている方は、都に提出した自動車環境管理計画書制度の実績報告書の写し。
別途、評価小項目のインターネット情報公開②「運搬車に係る低公害車の導入の状況等」を提出していること。

令和5年度から
新設

【現地審査】

- 以下①を用意して下さい。
- ①エコドライブの取組状況が確認できる書面(教育実施記録等)

収運(積保除く)自己評価表番号 26
収運(積保含む)自己評価表番号 34
中間処理業 自己評価表番号 ー

書面・現地審査項目

取組のうち、いずれか一つだけでも
審査させていただきます。

自動車環境管理計画書制度とは

東京都では、自動車環境管理計画書制度を条例で定めています。(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第28条～第36条)

対象者は**都内において30台以上の自動車を使用する事業者**で、令和4～令和8年度の計画書の提出及び**毎年度の実績報告書**の提出が義務付けられています。

ZEVとは

ZEV(ゼロエミッション・ビークル)とは、走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車(EV)や燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)のことです。



評価基準表 「先進的な取組」の評価項目について

・重機の環境対策(中間処理業のみ対象)

収運(積保除く)自己評価表番号 ー
 収運(積保含む)自己評価表番号 ー
 中間処理業 自己評価表番号 41

書面・現地審査項目

【審査の基準及び内容】

1. 中間処理施設で使用する重機において、低公害型重機（特殊自動車）を導入していること。
2. 施設で使用する低公害型重機の導入状況表を自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する画面にリンクしていること。
3. 2. の項目は、変更後遅延なく更新していること。
4. 重機（特殊自動車）の稼働時には、環境に配慮していること。

【提出書類】

- ①自社Webサイト上で施設で使用する低公害型重機の導入状況表を公開していることが分かる画面の写し（1ページ）
- ②他社Webサイト上で施設で使用する低公害型重機の導入状況表が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し（画面上のリンク箇所に赤で丸印囲いしたもの。）

【現地審査】

- 以下①及び②を用意して下さい。
- ①導入している低公害型重機が確認できる書面（仕様書等）
 - ②重機の稼働時の環境対応が分かる書面

令和5年度から
新設

評価基準表 「先進的な取組」の評価項目について

・重機の環境対策(中間処理業)

収運(積保除く) 自己評価表番号 ー
 収運(積保含む) 自己評価表番号 ー
 中間処理業 自己評価表番号 41

書面・現地審査項目

重機の導入状況の公開例

◎産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む）又は処分業の用に供する低公害型重機の導入状況

（令和〇年4月1日現在）

低公害型重機の導入状況		台数（割合%）
全保有台数		10台（100%）
(ア)	排ガス対策型※1	0台（0%）
(イ)	低騒音・低振動型※2	1台（10%）
(ウ)	その他電気駆動型等	1台（10%）

※1 排出ガス対策型建設機械指定制度（国土交通省）

※2 低騒音型・低振動型建設機械指定（国土交通省）

評価基準表 「先進的な取組」の評価項目について

・省資源・省エネルギーへの取組

収運(積保除く)自己評価表番号 27
収運(積保含む)自己評価表番号 35
中間処理業 自己評価表番号 42

書面・現地審査項目

【審査の基準及び内容】

1. 過去3年以内に東京都又は一般財団法人省エネルギーセンターの実施する省エネに係る診断を受けていること。
2. 事業の運営過程において省電力、節水を考慮するなど、省資源・省エネルギーに取り組んでいること。

【提出書類】

- ①省エネルギー診断報告書の表紙及び総括の写し。

【現地審査】

以下①を用意して下さい。

- ①省資源・省エネルギーに取り組んでいることが分かる書面

令和5年度から
内容変更

取組のうち、いずれか一つだけでも審査させていただきます。

＜省エネ診断について＞



省エネルギー診断とは

都内の産業・業務部門の温室効果ガス排出量の約6割を占めている中小規模事業所に対し、技術専門員が直接お伺いして、エネルギーの使用状況を診断し、光熱水費削減のための省エネに関する提案や技術的な助言を行います。

診断は**全て無料**です。エネルギー使用の無駄をなくし「経営に優しいコスト削減」と「環境にやさしいCO₂削減」を実現しましょう。

ご相談事例

下記の考えをお持ちの事業者様は、ぜひ省エネルギー診断の受診をおすすめします。

**LED照明器具への
更新を検討したい**

LED照明は明るさ充分で電気代は約1/2
約50万円/年の削減可能性があります
※延床面積300㎡程度の照明器具が100台(40w2灯)設置されている事業所を想定した概算値

「省エネ診断」

実施主体:クール・ネット東京

診断料:無料

専門員に事業所の取組を見てもらい、診断結果や省エネへの取組のアドバイスを受けられます。
事業所の省エネを更に推進したい方は利用してみてください。
詳細は、実施主体のWebサイトをご確認ください。



省エネ最適化診断とは？



「省エネ最適化診断」がスタートしました！

「コスト削減」と「脱炭素化」の同時達成

世界的な脱炭素化の流れの中、中小企業等の中小規模事業者にとっても脱炭素化は避けて通れない喫緊の課題となっています。
「省エネ」は最も脱炭素化に有効な手段ですが、省エネ最適化診断は、更に一歩推し進め、「省エネ診断」による使用エネルギー削減に加え、「再エネ提案」を組み合わせることで、脱炭素化を加速する新しいサービスです。

省エネ最適化診断の特徴

3つのステップでご支援



「省エネ最適化診断」

実施主体:(一財)省エネルギーセンター

診断料:有料

評価基準表 「先進的な取組」の評価項目について

・地球温暖化対策に係る計画書又は報告書の作成提出

収運(積保除く)自己評価表番号 28
 収運(積保含む)自己評価表番号 36
 中間処理業 自己評価表番号 43

書面審査項目

【審査の基準及び内容】

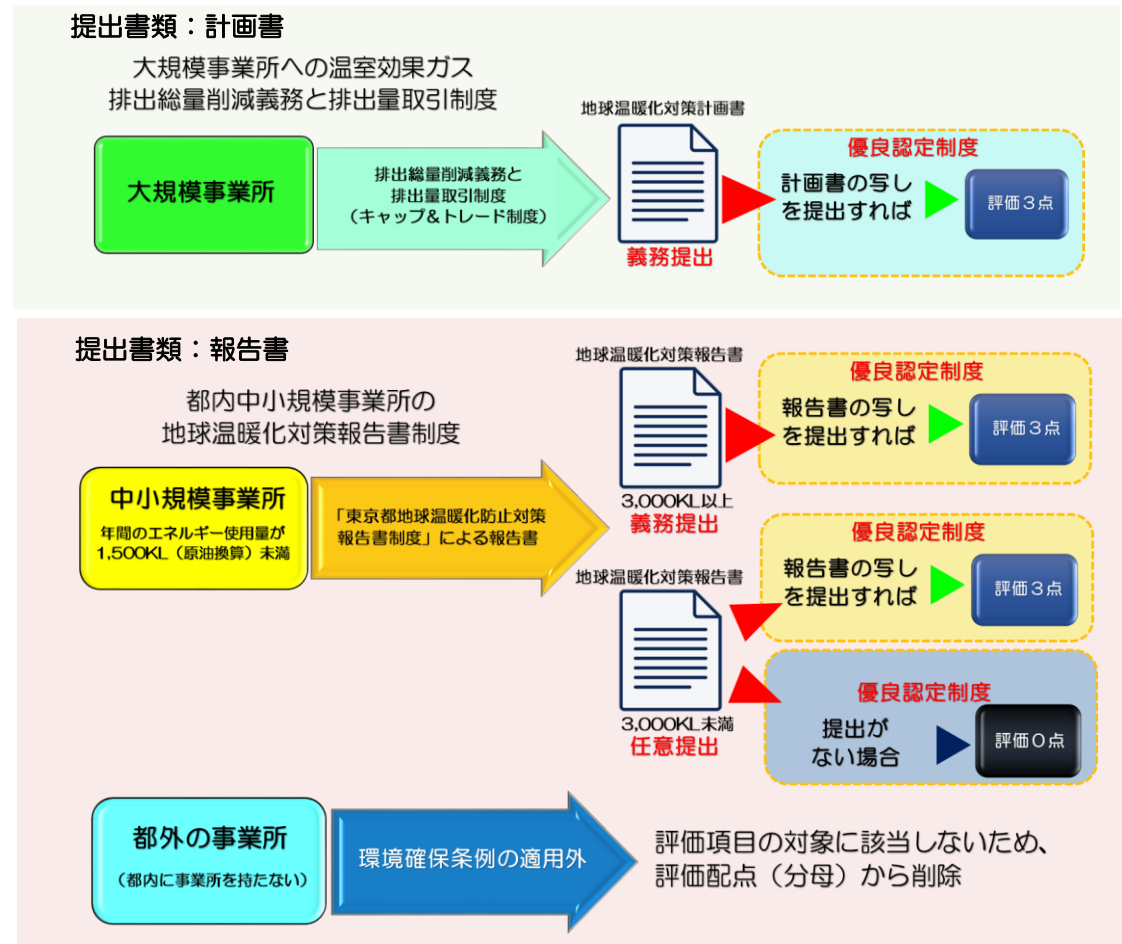
○環境確保条例に規定する地球温暖化対策報告書制度における報告書を作成し、提出している。

○大規模事業所については、総量削減義務と排出量取引制度における地球温暖化対策計画書を作成し、東京都に提出している。

【提出書類】①または②

① 都に提出している計画書又は報告書の写し
 (受領印のあるもの)

② 提出した報告書が公表されている環境局の公開画面の写し



提出書類【見本】

【例①】
都に提出している報告書の写し(受領印のあるもの)

第2号様式の14 (第5条の19関係)

〇〇年 〇月 〇〇日

東京都知事 殿

住所 東京都墨田区江東橋三丁目4番5号
東京トラフィックビル8階
氏名 株式会社〇〇興行
代表取締役 産魔 減太郎 (印)
(法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地)

地球温暖化対策報告書提出書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第8条の23 (第1項)
地球温暖化対策報告書を次のとおり提出します。 (第2項)

地球温暖化対策事業者 (温室効果ガス排出事業者) の氏名 (法人にあっては 名称及び代表者の氏名)	株式会社〇〇興行 代表取締役 産魔 減太郎
地球温暖化対策事業者 (温室効果ガス排出事業者) の住所 (法人にあっては 主たる事務所の所在地)	〒130-0022 東京都墨田区江東橋三丁目4番5号 東京トラフィックビル8階
地球温暖化対策報告書	別添のとおり
連絡先	E-mail: ***** (電話番号*****)

※受付欄

東京都
30.4.15
環都計報第 0000 号
環境局都市地球環境部
計開課

(日本工業規格A列4番)

※ 受領印を押した報告書は、提出時に「優良認定の提出書類」として使う旨を言っていただければもらえるそうです。

【例②】
提出した報告書が公表されている環境局の公開画面の写し

東京都環境局
中小規模事業所を対象とした「地球温暖化対策報告書制度」

環境局のHP「地球温暖化防止対策報告の提出事業所の公表」画面から検索画面にジャンプできます

自社の名前を入力して「検索」をクリック

直近年度が公表されていること

この画面の写しを提出

事業所ID	事業者名 Owner or User	代表者名 Representative	特記事項 (最新年度) Remarks	年度別実績 Performance of Each Year											
				21年度 (2008)	22年度 (2009)	23年度 (2010)	24年度 (2011)	25年度 (2012)	26年度 (2013)	27年度 (2014)	28年度 (2015)	29年度 (2016)	30年度 (2017)		
A001	小規模法人 東京 創発株式会社	代表者 影山 竹夫	〇事業所情報から1割 削減率アップ 5月より環境計画。	レベル1	レベル1	レベル1	レベル1	レベル1	レベル1	レベル1	レベル1	レベル1	レベル1	レベル1	

【問合せ先】東京都地球温暖化防止活動推進センター(愛称:クール・ネット東京)
地球温暖化対策報告書制度ヘルプデスク TEL 0570-03-3517 平日9:00~17:45

評価基準表「先進的な取組」の評価項目について

チェックをいれて確認してみてください。

- ・「**認証取得**」登録証は申請する業の区分が対象であり、有効期間内か。
- ・環境に配慮した経営現地審査書類は揃っているか。
- ・「**技術の開発・研究**」の提出書類は揃っているか。
- ・「**自動車環境対策・重機等の環境対策**」の提出書類は揃っているか。
- ・「**省資源・省エネルギーへの取組**」の必要書類は揃っているか。
- ・「**地球温暖化に係る計画書又は報告書**」の提出書類は揃っているか。
- ・上記以外の先進的な取組の項目に不備がないか。

✦ 産廃エキスパート ✦ 産廃プロフェッショナル 優良性基準適合認定制度 申請説明会

ご視聴いただきありがとうございました

【問合せ先】

東京都知事指定第三者評価機関
(公財) 東京都環境公社 優良性認定評価室
MAIL:yuryo-nintei@tokyokankyo.jp
TEL:03-3644-1381

出典

- ・優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル
(平成23年3月(令和2年10月)改訂 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課)
- ・優良産廃処理業者認定制度「事業の透明性」における公表情報の作成ポイント
(公財) 産業廃棄物処理事業振興財団企画部優良化事業推進チーム

携帯・スマートフォンの場合は、右側QRコードから
直接優良性のホームページにアクセスできます。



書類を作成するにあたり、ご不明な点等がありましたら、ご遠慮なく事務局までご連絡をください。